

様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市観音寺45番地			地位の承継	承継人の住所及び氏名
	前田忠雄				
開発許可の年月日及び番号	平成29年10月10日	建指起第3704号-2		承継(受理)年月日	承継の原因
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 観音寺 字流田 68番 1の一部 観音寺 字流田 69番 1 観音寺 字流田 69番 2			備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 法34条12号「災害危険区域等からの移転建築物等」  2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4)法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません
	開発区域の面積	682.91㎡	工区別面積		
	予定建築物等	専用住宅 (自己用)			
	法第41条第1項の規定による制限の内容				
変更許可	年月日	変更の内容			
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号	
		平成29年11月21日	平成29年11月24日 建指起第4409号-3	平成29年12月1日 第267号	